

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第200号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年10月31日 07時30分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市男鹿島西岸 男鹿島灯台から真方位285° 1,900m付近 (概位 北緯34°39.7′ 東経134°33.8′)
事故等調査の経過	平成24年12月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第六栄福丸、494トン
船舶番号、船舶所有者等	131883、柴田海運建設株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	右舷ビルジキールに凹損及び推進器翼に欠損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、石材約1,400tを積載し、船首約3.0m、船尾約5.0mの喫水で男鹿島西岸において着岸作業中、平成24年10月31日07時30分ごろ捨て石に乗り揚げた。 船長は、着岸場所付近の水深を確認していなかった。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2 海象：潮汐 上げ潮の中央期
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、男鹿島西岸において着岸作業中、船長が着岸場所付近の水深を確認していなかったことから、捨て石に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、男鹿島西岸において着岸作業中、船長が着岸場所付近の水深を確認していなかったため、捨て石に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、着岸場所付近の水深を確認し、余裕水深を確保すること。